

# 1. これまでの条例制定等の状況

- 義務付け枠付けの見直しに伴う条例で定める基準については、国が政省令で示した基準を踏まえながら、本県におけるサービス向上、安全性確保、福祉の増進等、県民への効果の視点から、主体的に検討を進めました。
- その結果、平成24年2月議会から平成25年2月議会にかけて、本県で条例制定が必要な19法律のうち11法律について、条例数では33条例のうち24条例について、本県独自の基準を定めました。

# 2. 平成25年2月議会までに定めた主な本県独自の基準

条 例 名	法 律 名	内 容
熊本県特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例など18条例 (全条例に共通した独自基準)	老人福祉法 など6法律	平成24年12月議会で成立した健康福祉部関係の社会福祉施設等の運営基準に、次の5項目を共通項目として独自に努力義務化。①「外部評価等によるサービスの質の向上」 ②「非常災害時の対応」 ③「食事の提供における地産地消の推進」 ④「食育の推進」 ⑤「地域福祉の推進」
熊本県特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例など2条例	老人福祉法 介護保険法	特別養護老人ホーム、指定介護老人福祉施設の居室定員（原則1人）の特例について、「2人以上4人以下」と規定
熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例	児童福祉法	保育所の屋外遊戯場（園庭）について、「保育所の建物と同一敷地内又は隣接地内に限る」旨を独自規定
		保育所の満3歳以上の幼児に対する食事の提供について、外部搬入による場合は、「食育計画に基づくことを義務化する」旨を独自規定
		保育所の従事者について、特別な配慮が必要な乳幼児が保育所を利用する場合、必要に応じた従業者を配置するよう努める旨を独自規定
熊本県職業能力開発校等が実施する職業訓練の基準等に関する条例	職業能力 開発促進法	無料の公共職業訓練の対象者について、国からの委託訓練及び障がい者を対象とする訓練を追加

## 2. 平成25年2月議会までに定めた本県独自の基準の主なもの

条 例 名	法 律 名	内 容
熊本県が管理する県道の構造の技術的基準等に関する条例	道路法	道路標識の寸法の基準について、「設置場所の状況に応じて標識の寸法を縮小することができる」旨を独自規定。
熊本県移動等円滑化のために必要な道路の構造の基準に関する条例	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	移動等円滑化のために必要な道路の構造基準について、「歩道に設置する排水溝の蓋を、つえや車椅子等の使用者の通過に支障がない構造とする」旨を独自規定。
熊本県移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置の基準に関する条例		移動等円滑化のために必要な特定公園施設の園路及び広場の設置基準について、「園路に設置する排水溝の蓋を、つえや車椅子等の使用者の通過に支障がない構造とする」、「通路には点状ブロック等を敷設し、視覚障がい者誘導装置を設ける」旨を独自規定。
		移動等円滑化のために必要な特定公園施設の駐車場の設置基準について、「車椅子利用者用駐車施設は、駐車場から公園の出入口との経路が最も短くなる位置に設ける」旨を独自規定。
熊本県営住宅条例	公営住宅法	県営住宅の入居者の基準について、法律が廃止した「同居親族に関する条件」を改めて条例で規定
		県営住宅の整備の基準について、「県営住宅等の建設の際、県産木材の活用に努める」旨を独自規定。
熊本県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律等に基づく標識の寸法を定める条例	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	指定猟法禁止区域等を表示する標識の寸法の基準について、「制札の支柱の高さ及び標柱の寸法下限を引き下げる」旨を改めて条例で規定